

視覚障害視野認定基準における中心暗点の評価について（改定案からの追加提案）

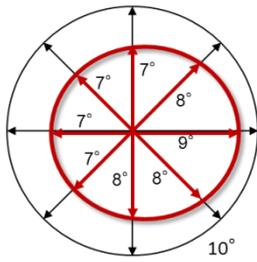
- 現行の視覚障害認定の運用既定では、中心暗点を有する症例は、視野ではなく視力による等級判定が行われている。その理由は、中心暗点を有する症例はほとんど、同時に視力低下をきたすためであると考えられる。
- しかし、視野検査では中心暗点となっても、固視点近傍に僅かに残余機能があり、比較的良好な視力を維持している症例もある。また、固視点近傍に傍中心暗点が存在し、機能的障害を呈している症例もある。
- 中心10度内の視野は視覚中枢の約50%に対応しており、近年、黄斑疾患をはじめとする多くの疾患の機能評価において重要度が増している。
- 今回、合同委員会の報告書にまとめた改正案では、すでに以下の2点の方法で、比較的大きな中心暗点に対する対策を行っている。
 - 1) ゴールドマン型視野計
I/4で10度以内に残余視野が確認できない場合(10度以上のI/4の暗点がある場合)、I/2による残余視野の評価を行うことが可能としている。これは、輪状暗点の中心部の残余視野が消失することで、等級が下がることを防ぐためである。
 - 2) 自動視野計
両眼開放エスターマンにて視認点数が70点以下であれば、中心暗点の有無にかかわらず10-2で評価することが可能である。
- しかし、黄斑変性では、中心10度以内に中心暗点、傍中心暗点が限局している場合もあり、特に比較的視力が保たれている症例では、今回の改定案でも視覚障害基準を満たすことができないことがある。そのために、周辺視野に異常がなくても、中心10度内の視野が3級相当以上の重度の障害を呈している場合、5級判定とする基準を、新たに追加提案する。

	ゴールドマン型視野計		自動視野計	
	I/4 (視野角度の和)	I/2 中心視野角度	両眼開放エスターマンテスト視認点数	10-2プログラム 中心視野視認点数
5級	2分の1以下	/	100点以下	/
	/	56°以下※	/	40点以下※
4級	10度以内(80°以下)	/	70点以下	/
3級	10度以内(80°以下)	56°以下	70点以下	40点以下
2級	10度以内(80°以下)	28°以下	70点以下	20点以下

※合同委員会の改定案から新たに追加提案する基準

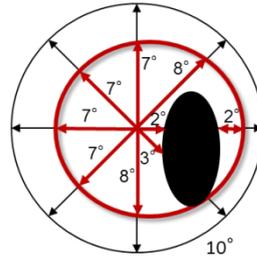
- また、ゴールドマン型視野計による 1/2 の中心視野角度算定では、傍中心暗点、中心暗点を考慮し、暗点部分にかかる経線の視野角度は差し引いて評価できることとする。

1/2



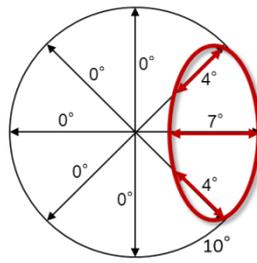
中心視野角度 61度

1/2



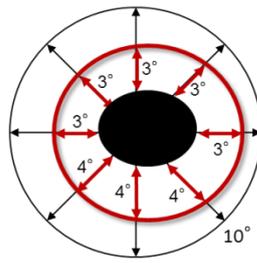
中心視野角度 51度

1/2



中心視野角度 15度

1/2



中心視野角度 27度

<参考資料 1/2 イソプタの年齢別正常値>

1/2 イソプタは 70 歳以上の健常者でも約 20 度は保たれており、1/2 イソプタの 10 度以内への狭窄は明らかに病的である。

